

平成二十六年法律第二百一十五号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(選舉期日)
第一条 平成二十七年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公

第三条 公職選挙法第三十四条の二の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成二十七年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合には、適用しない。

共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）、第三十四条の一（第一項又は第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により行う場合を除き、同法第三十三条第一項の規定にかかるわらず、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては平成二十七年四月十二日、指定都市以外の市、町村及び特別区（以下「市区町村」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては同月二十六日とする。

平成二十七年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）の選挙管理委員会にあつては同年一月十一日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同月二十日までに、その旨を告示しなければならない。

3 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長（第一項の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第一項の規定による告示がなされているもの）を

の議員に付けるべき事項について、同法の規定による選舉の区分に付する。次項において同じ。)について、任期満了による選舉以外の選舉を行うべき事由が生じた場合において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選舉を行うべき期間が平成二十七年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選舉の区分に応じ当

4 該各号に定める日前五日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

（当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされているものを除く。）について、選挙を行うべき事由が生じた場合（同法第一百七十二条の規定により選挙を

行うべき事由が生じた場合を除く。)において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成二十七年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項又は第三十四条第

六項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。
一 郡首府県知事の選挙 平成二十七年三月二十六日

三二
都道府県等の議会の議員の選挙
平成二十七年四月三日

四
五
都
市
及
び
特
別
区
の
議
會
の
議
員
及
び
長
の
選
舉
平
成
二
十七
年
四
月
二
十一
日

(同時選挙)

第四条 第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に行う。

第二条 第一条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第百十九条第二項の規定により同時にを行う。

第三条 前二項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特別に關する法律(平成十三年法律第二百四十七号)第十四条第一項の規定によつて

（重複立候補の禁止）
第五条 第一条の規定により平成二十七年四月十二日に行われる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の全部又は一部を含む区域について、同条の規定により同月二十六日に行われる選挙又は公職選挙法第三十三條の二第二項
行・投票方法等の特例に関する法律（立法院三十一年法律第百四十七号）第十四条第一項の規定によ
り公職選挙法第十二章の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。

(同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることができる。

号（同法第四十六条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第六十八条第三項第二号、第八十六条第九項第三号、第八十六条の二第七項第一号（同法第八十六条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第八十六条の四第九項の規定の適用については、同法第八十七条第一項の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

第六条 第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第百九十九条の二及び第一百九十九条の五の規定を適用する場合には、同法第百九十九条の二第一項に規定する期間及び同法第一百九十九条の五第一項から第三項までに規定する一定期間とよ、司条第四項の規定

第七条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙について
同法で「選挙の期日」の三項の第一項及び第二項に規定するものに當る。即ち「同条第一項の規定
にかかるわざ、第一条第一項又は第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日
から当該選挙の期日までの間とする。

は、適用しない。

一 平成二十七年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 平成二十七年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任

期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十五日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日

満九十年に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市町村の議会の議員の任期満了日があるもの（市区町村であつて、当該市町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日こ当たる日又は同年二月二十五日のいずれか早い日）において、当該市町村の長の任期満了

による選舉について第一條第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。) の議会の議員の任期満了による選舉を限る。)

三 平成二十七年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前九十

一日に当たる日又は同年一月二十五日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日以内に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十五日のいずれか早い日において、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について第十二条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の長の任期満了による選挙に限る。）

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年一月二十五日」とあるのは、「同年一月十日」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。
附 則

この法律は、公布の日から施行する。